

令和5年5月8日

保護者各位

宮城県仙台東高等学校

校長 藤 垣 庸 二

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日ごろより本校の教育活動に対し深い御理解と温かい御支援・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして文部科学省及び宮城県教育委員会より通知があり、下記のとおり見直しますので、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 感染が判明した場合

- (1) 学校保健安全法第19条の規定に基づき、出席停止とします。この場合、出席停止の期間については、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。（学校保健安全法施行規則第19条第2号）

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

- (2) 出席停止の解除後に生徒が登校するに当たって、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対し、マスクの着用を推奨します。ただし、生徒の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行います。

2 濃厚接触者（感染の可能性がある者）の取扱いについて

- (1) 今後は濃厚接触者としての特定は行わないため、行動制限及び協力要請は行いません。
- (2) 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染しても、本人の感染が確定されていない場合は、直ちに出席停止の対象となることはありません。
- (3) 外部で新型コロナウイルス感染症の感染者と接触があっても（例えば、感染対策を行わずに飲食を共にすること等があっても）、本人の感染が確定されていない場合は、直ちに出席停止の対象となることはありません。

3 その他

- (1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、登校等について無理をしないよう慎重に御判断願います。ただし、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確定していない場合は出席停止にはなりませんので御理解ください。
- (2) この件に関する心配や相談がある場合は、学校へ御連絡ください。

担当 教頭 菅野

電話 022-289-4140